

特定商取引法が改正され、訪問購入の規制が設けられました

2013年4月15日号

突然自宅に押しかけ強引に貴金属などを安値で買い取る「押し買い」を規制するため、「特定商取引に関する法律」が改正され、2月21日に施行されました。

改正法では、消費者が買い取りを要請しない飛び込みによる勧誘や、「リサイクルショップを開くので古着を買取りたい」と電話をし、実際は「貴金属を売ってほしい」といった勧誘を業者が行うことが禁止されています。また、消費者が査定のために来訪要請し、買い取ってもらう場合など、業者は法定書面を交付しなければならず、その日を含めて8日間はクーリング・オフができます。その間は物品の引き渡しの拒否、物品が第三者の手元に渡った場合でも所有権の主張が可能です。

ただしクーリング・オフが適用されない物品など例外もありますので、不明な点はお問い合わせください。